

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（353））
2. 日時：令和2年8月27日 13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、千明主任安全審査官、
津金主任安全審査官、服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、
日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木） 他11名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、8月25日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波荷重の設定】

- 三次元津波シミュレーション解析を選択した理由について、長所と短所の比較による有意性を含めて説明すること。
- ソリトン分裂波、砕波及び津波波圧の水理模型実験及びシミュレーション解析に用いる基準津波について、各基準津波の津波高さ、流速等を表形式で比較し、かつ、評価で着目する項目（波圧、フルード数、ソリトン分裂波等）との関連性を踏まえて、基準津波1を選定した考え方と根拠を説明すること。
- 敷地高以深の津波波圧を谷本式で評価する方針について、保守性確保の観点から敷地高以上の津波波圧評価の考え方との相違を定量的に比較し説明すること。
- 水理模型実験及び津波シミュレーションにより算出された最大波圧分布について、それらが直線型の波圧分布となることからソリトン分裂波及び砕波による津波波圧への有意な影響はないとする根拠を説

明すること。

【漂流物衝突荷重の設定方針】

- 漂流物衝突荷重の設定に考慮する構外海域の漂流物について、漁船以外に考慮した漂流物の配置位置、種類及び重量を説明すること。
- 漂流物衝突荷重の設定に考慮する漂流物について、これまでの審査における方針を変更したことが明確となるよう説明すること。

【耐津波設計において考慮する荷重の組合せ】

- 隔離弁、ポンプ及び配管に作用させる津波荷重の波源について、日本海東縁部の要否を再検討し、説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし